

札幌市告示第5200号

住宅宿泊事業法第68条第2項の規定により、住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を行うことについて、北海道知事と協議し、これを処理することとしましたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を開始する日	平成30年1月29日
------------------------	------------

平成29年12月28日

札幌市長 秋元克広